

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○長沼ダム操作規則	（河川課）	一
○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則	（港湾課）	三
○入港料条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	四
○港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	五
○屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	（都市計画課）	七
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（住宅課）	七
○道路占用料規程の一部を改正する告示	（道路課）	七
○平成五年宮城県告示第千四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定）の一部改正	（都市計画課）	八

規 則

長沼ダム操作規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

長沼ダム操作規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 貯水池の水位等（第三条―第八条）

第三章 貯水池の用途別利用（第九条―第十一条）
第四章 洪水調節等（第十二条―第十六条）
第五章 貯留された流水の放流（第十七条―第二十二条）
第六章 点検、整備等（第二十三条―第二十五条）
第七章 雑則（第二十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 長沼ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第二条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び湖面利用をその用途とする。

（洪水）

第三条 洪水は、迫川のダム地点における流量が、毎秒五百立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期及び非洪水期）

第四条 洪水期及び非洪水期は、次に掲げるとおりとする。

一 洪水期 七月一日から九月三十日までの期間

二 非洪水期 十月一日から翌年六月三十日までの期間

（水位）

第五条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（平常時最高貯水位）

第六条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高八・七メートルとする。

（洪水貯留準備水位）

第七条 貯水池の洪水貯留準備水位は、標高八・一メートルとする。

（洪水時最高水位）

第八条 貯水池の洪水時最高水位は、標高十二・六メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

（洪水調節のための利用）

第九条 洪水調節は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高八・一メートルから標高十二・六メートルまでの容量二千四百五十万立方メートル
- 二 非洪水期 標高八・七メートルから標高十二・六メートルまでの容量二千五百五十万立方メートル

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第十条 流水の正常な機能の維持は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高六・五メートルから標高八・一メートルまでの容量六百十立方メートル
 - 二 非洪水期 標高六・五メートルから標高八・七メートルまでの容量九百十立方メートル
- (湖面利用)

第十一条 湖面利用は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期 標高六・五メートルから標高八・一メートルまでの容量六百十立方メートル
 - 二 非洪水期 標高六・五メートルから標高八・七メートルまでの容量九百十立方メートル
- 第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十二条 長沼ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、別に定めるところにより洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第十三条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 土木部河川課その他別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集
- 二 その他洪水調節に関し必要な措置

(洪水調節)

第十四条 洪水調節は、洪水期において水位が洪水貯留準備水位を超える場合又は非洪水期において水位が平常時最高貯水位を超える場合には、次に定めるところにより洪水調節を行うものとする。

- 一 迫川のダム地点における流量が、毎秒五百立方メートル以上である場合には、貯水池に流入する流水を貯留する。
 - 二 迫川のダム地点における流量が、最大に達した後は、貯水池に貯留した流水を迫川に放流する。
- (洪水調節の後における水位低下)

第十五条 前条の規定により洪水調節を行った後、洪水期においては水位が洪水貯留準備水位を超えているとき、非洪水期においては水位が平常時最高貯水位を超えているときは、ダム地点における迫川水位が標高十一・七メートルを下回ったこと及び迫川水位が貯水池の水位を下回ったことを確認し、長沼水門及び砂原水門からの放流により、水位を洪水期においては洪水貯留準備水位に、非洪水期においては平常時最高貯水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十六条 所長は、別に定めるところにより、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第十七条 ダムによって貯留された流水は、この規則に別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第二十三条第一項の規定により、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、別に定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流を行う場合の放流量の限度は、毎秒六十立方メートルとする。

(放流の原則)

第十八条 所長は、ゲートから放流を行う場合においては、別に定めるところにより、放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十九条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、長沼川の早稲田橋地点において、毎秒〇・一五立方メートルの水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(貯留制限)

第二十条 所長は、貯水池に流水を貯留する場合は、迫川のダム地点において、別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる水量を超える場合に限り、その超える部分の範囲で貯留できるものとする。

(放流に関する通知等)

第二十一条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第二十二條 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、別に定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十三條 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の計測、点検及び整備に関し必要な事項を定めなければならない。

(観測)

第二十四條 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 所長は、前項の観測に関し必要な事項を定めなければならない。

(記録)

第二十五條 所長は、ゲートを操作し、第二十三條第一項の計測、点検及び整備を行い、又は前条第一項の観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

第七章 雑則

(細則)

第二十六條 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表 (第二十条関係)

期 間	ダム 地 点 水 量
五月一日から五月十五日まで	毎秒九・七〇立方メートル
五月十六日から八月三十一日まで	毎秒八・五〇立方メートル
九月一日から翌年四月三十日まで	毎秒四・六〇立方メートル

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

○宮城県規則第五十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條を第十六條とし、第十二條から第十四條までを一条ずつ繰り下げ、第十一條の次に次の一条を加える。

(使用料の強制徴収に関する権限の委任)

第十二條 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の三第一項から第三項までの規定による使用料及びその延滞金の強制徴収に関する権限を気仙沼土木事務所長及び港湾事務所に委任する。

2 知事は、地方自治法第二百三十一條の三第三項の規定による使用料及びその延滞金の滞納処分に係る質問、検査及び搜索に関する権限を気仙沼土木事務所所属する職員(所長を除く。)及び港湾事務所所属する職員(所長を除く。)に委任する。

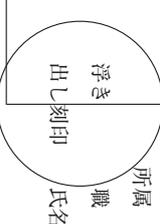
3 前二項に規定する事務に従事する者は、その身分を証する港湾施設等使用料調査職員証(様式第十二号)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 港湾施設等使用料調査職員証の交付を受けた者は、第一項及び第二項に規定する職員でなくなつた場合には、港湾施設等使用料調査職員証を知事に返還しなければならない。

5 港湾施設等使用料調査職員証の交付を受けた者は、港湾施設等使用料調査職員証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに知事にその旨を届け出なければならない。
様式に次の一様式を加える。

様式第12号 (第12条関係)

(表)

写真欄	港湾施設等使用料調査職員証	第 号	割 印
		所属 宮城県 事務所	
職 氏名			
上記の者は、港湾施設等使用料調査職員であることを証明する。 年 月 日交付 宮城県知事 印			

(裏)

- 1 この証票は、地方自治法第231条の3に基づく使用料及びその延滞金の滞納処分に関し、質問、検査及び捜索を行う調査職員であることを証明するものである。
- 2 この証票の記載事項を訂正した場合は、無効とする。
- 3 この証票は、納付期限までに納付されていない使用料及びその延滞金の徴収に関する事務に従事するときは、必ず携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 この証票を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

用紙の大きさは、縦5.5cm、横9.1cmとする。
 写真の大きさは、縦3cm、横2.5cmとする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

入港料条例施行規則の一部を改正する規則

入港料条例施行規則（昭和五十二年宮城県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の

一条を加える。

（入港料の強制徴収に関する権限の委任）

第二条の二 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項から第三項までの規定による入港料及びその延滞金の強制徴収に関する権限を気仙沼土木事務所長及び港

湾事務所長に委任する。

2 知事は、地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定による入港料及びその延滞金の滞納処分に係る質問、検査及び捜索に関する権限を気仙沼土木事務所に所属する職員（所長を除く。）及び港湾事務所に所属する職員（所長を除く。）に委任する。

3 前二項に規定する事務に従事する者は、その身分を証する入港料調査職員証（様式第二号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 入港料調査職員証の交付を受けた者は、第一項及び第二項に規定する職員でなくなつた場合には、入港料調査職員証を知事に返還しなければならない。

5 入港料調査職員証の交付を受けた者は、入港料調査職員証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに知事にその旨を届け出なければならない。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同様式を様式第三号とし、様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第2号 (第2条の2関係)

(表)

写真欄	入 港 料 調 査 職 員 証 所 属 宮 城 県 事 務 所 浮 き 出 し 刻 印 氏 名 職	第 号 割 印
上記の者は、入港料調査職員であることを証明する。 年 月 日交付 宮城県知事 印		

(裏)

- 1 この証票は、地方自治法第231条の3に基づく入港料及びその延滞金の滞納処分に関し、質問、検査及び捜索を行う調査職員であることを証明するものである。
- 2 この証票の記載事項を訂正した場合は、無効とする。
- 3 この証票は、納付期限までに納付されていない入港料及びその延滞金の徴収に関する事務に従事するときは、必ず携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 この証票を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

用紙の大きさは、縦5.5cm、横9.1cmとする。
 写真の大きさは、縦3cm、横2.5cmとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則(平成二十二年宮城県規則第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条中「様式第九号」を「様式第十号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(占用料等の強制徴収に関する権限の委任)

第十一条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第一項から第三項までの規定による占用料等及びその延滞金の強制徴収に関する権限を気仙沼土木事務所長及び港湾事務所長に委任する。

2 知事は、地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定による占用料等及びその延滞金の滞納処分に係る質問、検査及び捜索に関する権限を気仙沼土木事務所に所属する職員(所長を除く。)及び港湾事務所に所属する職員(所長を除く。)に委任する。

3 前二項に規定する事務に従事する者は、その身分を証する占用料等調査職員証(様式第八号)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 占用料等調査職員証の交付を受けた者は、第一項及び第二項に規定する職員でなくなった場合には、占用料等調査職員証を知事に返還しなければならない。

5 占用料等調査職員証の交付を受けた者は、占用料等調査職員証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに知事にその旨を届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の許可地域の項中

第一種許可地域	許可地域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項の規定により、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に定められた区域
第二種許可地域	許可地域のうち第一種許可地域及び第三種許可地域以外の区域
第三種許可地域	許可地域のうち都市計画法第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域（同法第七條第一項に規定する市街化調整区域に定められた区域及び第一種許可地域を除く。）

を

に改める。

「計画等が定められている区域」

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年宮城県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「認定基準適合証明書類」を「住宅性能評価書又は認定基準適合証明書類」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準（以下「認定基準」という。）を「認定基準」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 申請に係る計画について法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合することを住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する住宅性能評価書（法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、構造の安定に関することについて建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条第二項第一号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。以下「住宅性能評価書」という。）により証明しようとする場合 当該住宅性能評価書の写し

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百九十二号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

第一種許可地域	許可地域のうち次に掲げる区域 1 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に定められている区域 2 用途地域が定められていない区域で、かつ、都市計画法第十二條の四の地区計画等（以下「地区計画等」という。）が定められている区域のうち同法第十二條の五第二項第一号に規定する地区整備計画における建築物の用途の制限により建築基準法別表第二に項第八号に掲げる建築物を建築してはならない区域
第二種許可地域	許可地域のうち第一種許可地域及び第三種許可地域以外の区域
第三種許可地域	第一種許可地域以外の許可地域のうち用途地域又は地区

道路占用料規程（平成九年宮城県告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十号中「又は占用物件たる管路に収容された電線の一部を譲渡された場合若しくは長期的かつ安定的な使用権を設定することにより提供された場合における当該一部の電線（電気事業者等が使用するものに限る。）であつて平成十一年四月一日以降に占用許可を受けたもの」を「第三十号において同じ。」のうち、管路所有者である電気事業者等が占用の目的の変更の許可を受け、かつ、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

- イ 占用物件たる管路に他の電気事業者等が敷設する電線
- ロ 電線の一部を他の電気事業者等に譲渡する当該電線の一部
- ハ 占用物件たる管路に管路所有者である電気事業者等と他の電気事業者等が共同で敷設する電線

第二条第三十二号を同条第三十三号とし、同条第三十一号を同条第三十二号とし、同条第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 占用物件たる管路に収容する電線の芯線の一部を長期的かつ安定的な使用権を設定することにより提供する当該電線の芯線の一部で、管路所有者である電気事業者等が当該提供について知事に届け出たもの

第三条第十三号中「であつて平成十一年四月一日前に占用の許可を受けたもの」を削り、同条第十七号中「又は都市再生特別措置法施行令（平成十四年法律第九十号）第十五条各号に掲げるもの」を「、中心市街地活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第五条各号に掲げるもの、都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第十六条各号に掲げるもの又は国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第五条各号に掲げるもの」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の道路占用料規程は、この告示の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

○宮城県告示第三百九十三号

平成五年宮城県告示第千四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一2の表を次のように改める。

道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区間	展望することができる地域
高速自動車国道（昭和三十三年法律第七十九号）第四十七条第一項又は第二項の規定に基づき指定された自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）	全線（未供用の区間を除く。）	本線の路肩から五百メートル以内の区域で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号に規定する用途地域又は同法第十二條の四に規定する地区計画等が定められている区域を除く区域
国道（昭和三十三年法律第七十九号）第四十八号）第四十八号）	同	同
県道（昭和三十三年法律第九十号）第十五条各号に掲げるもの	全線（未供用の区間を除く。）	同
市道（昭和三十三年法律第九十号）第十五条各号に掲げるもの	同	同
町道（昭和三十三年法律第九十号）第十五条各号に掲げるもの	同	同
村道（昭和三十三年法律第九十号）第十五条各号に掲げるもの	同	同
東北本線	全線	同
常磐線	同	同
仙石線	同	同
陸羽東線	同	同
石巻線	同	同
阿武隈急行線	同	同
大船渡線	同	同
気仙沼線	同	同

二中「定められた区域」を「定められている区域及び同法第十二條の四に規定する地区計画等が定められている区域」に改める。

「東北縦貫自動車道」 「パーキングエリア及びサービス」 「高速道路等」 「パーキングエリア及びサービス」

を 除 く 。)	台 南 部 道 路	ン タ ー 線	県 道 仙 台 南 イ	動 車 道 及 び	仙 台 三 陸 縦 貫 自 線	方 道 松 島 自 線	県 道 松 島 自 線	路 を 除 く 。)	仙 台 北 部 道 号	国 道 四 七 号	陸 縦 貫 自 動 車 道 号	四 五 一 号	路 一 般 道 号	一 般 道 号
-------------------	-----------------------	------------------	----------------------------	-----------------------	--------------------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------	----------------------------	-----------------------	--------------------------------------	------------------	-----------------------	------------------

を

路 を 除 く 。)	高 速 幹 線 道	道 路 等 及 び	道 路 等 及 び	方 道 松 島 自 線	県 道 松 島 自 線	速 道 路 等 を 除 く 。)
------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------------

に改める。

三の表中

貫 自 動 車 道	一 般 道 号	東 北 横 断 自 動 車 道	酒 田 線
-----------------------	------------------	--------------------------------------	-------------

同	エ リ ア の 区 域 の 区 域
---	---

を

エ
リ
ア
の
区
域

に、